

佐野市健康・長寿づくり推進に係る企業等との連携協定に関する募集要領

第1 趣旨

佐野市は、健康増進計画である「さの健康 21 プラン」や佐野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が「健康でいきいき生活できる佐野市」を目指し、健康・長寿づくりを進めきたところであるが、令和5年3月に、官民の協働による市民の健康・長寿づくりの施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に「佐野市健康長寿推進条例」、「シニア地域デビュー条例」を制定した。特に行政にはない資源を有する企業等との協働により、さらなる健康長寿の実現を図るため、市の理念に賛同する企業等と協定を締結するものである。

第2 対象

対象となる企業等は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、第3に掲げるいずれかの取組を実施する意欲のある企業等を対象とする。ただし、申請をしようとする企業等に、構成員として参加する協会等の団体がある場合は当該団体を、統轄する本社、本店等がある場合は当該本社、本店等を対象とすることを原則とするが、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する事業者にあつては、佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税に滞納があること。

イ 市の区域外に主たる事務所又は事業所を有する事業者にあつては、国税に滞納があること。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (5) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）の規定により指名停止措置を受けているもの
- (6) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員、若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協働には適当でないと市長が認めるもの

第3 連携事項

健康・長寿づくりに関する取組とし、以下の事項について連携する。

- (1) 生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関すること
- (2) がん対策に関すること
- (3) 健康・長寿づくりに関すること
- (4) その他の健康増進、地域活動に関すること

第4 実施方法

- (1) 申請

佐野市健康・長寿づくり協力企業申込書を健康増進課に提出する。

- (2) 締結

申込書提出後、書類審査及び内容についての協議を行い、要件を満たしている場合は本協定を締結する。

- (3) 解除

本要領第2に該当する対象となった場合、すみやかに本協定は解除できるものとする。

- (4) 報告

取り組み内容について、市の求めに応じ、報告書を提出する。

- (5) 更新

協力事業所等からの申し出がない限り、承認内容は毎年自動更新するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。